



令和8年4月15日
筑後川河川事務所

堤防の刈草の無償配布について ～引き取り手を募集しています！～

筑後川河川事務所では、河川の適正な管理のため、堤防除草、河道内樹木の伐採及び流木の回収を実施しています。堤防の刈草、伐採木及び流木は、処分場への搬出や現地での焼却処分を行っていますが、環境への負荷を減らすため、資源を有効活用していきたいと考えています。

そこで、畜産・園芸などで、堤防の刈草の利用を希望される方に無料で提供いたします（別紙参照）。

配布場所や日時など、詳細についてはお近くの出張所（下記）までお問い合わせください。

※令和4年度に久留米出張所において、木材チップの無償提供を行ってりましたが、現在は実施しておりませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先（TEL）】

■記者発表：国土交通省 筑後川河川事務所 管理課
0942-33-9185

■堤防の刈草：吉井出張所（うきは市吉井町） 0943-75-2300

日田出張所（日田市中ノ島町） 0973-23-5291

無料

堤防の刈草を提供します

河川の適正な管理のため、堤防の除草を年2回行っています。
環境への負荷を減らすため、資源を有効活用していきたいと考えており、刈草の利用を希望される方に無料で提供いたします。

作業状況



除草作業



配布状況

活用事例



家畜の敷草



果樹園・茶畑の敷草

<配布時期>

- 6月～ 7月頃
- 9月～11月頃

<配布場所>

- お近くの出張所（下記）までお問い合わせください。

<注意事項>

- 配布は**個人の少量利用の方に限ります**。利用目的等によっては、配布をお断りする場合があります。
- 刈草の積込・搬送等は、**ご自身でお願いします**。
- 刈草は**不法投棄**なさないようお願いします。
- 刈草の引き取り後の使用は**自己責任**となります。
(国土交通省は一切の責任を負えません)
- 無償提供にあたり、**別添1「同意書」**に記載いただきます。

【問い合わせ先（TEL）】

- ・吉井出張所（うきは市吉井町） 0943-75-2300
- ・日田出張所（日田市中ノ島町） 0973-23-5291

令和 年 月 日

同意書

国土交通省筑後川河川事務所
吉井出張所長 殿

刈草の無償提供を受けるにあたって、下記の注意事項について同意します。

記

- ・刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があること。
また、引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施すること。
(国土交通省は一切の責任を負えません)
- ・転売目的でないこと。
- ・刈り取ったままの状態を集積しているため、水分を含んだものがあること。
- ・堤防除草の刈草を現地まで取りに来ること。

住所：

氏名：

電話：

令和 年 月 日

同意書

国土交通省筑後川河川事務所
日田出張所長 殿

刈草の無償提供を受けるにあたって、下記の注意事項について同意します。

記

- ・刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があること。
また、引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施すること。
(国土交通省は一切の責任を負えません)
- ・転売目的でないこと。
- ・刈り取ったままの状態を集積しているため、水分を含んだものがあること。
- ・堤防除草の刈草を現地まで取りに来ること。

住所：

氏名：

電話：